

文部科学省・文化庁国民保護計画 新旧対照表（平成21年11月11日変更）

変 更	現 行
<p>第1章 総論</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(4) 所管機関等</p> <p>所管機関（国立教育政策研究所，科学技術政策研究所，日本学士院，日本芸術院，菅平体育研究場），認可法人（公立学校共済組合），特殊法人（日本私立学校振興・共済事業団）及び独立行政法人（国立特別支援教育総合研究所，教員研修センター，大学入試センター，国立女性教育会館，国立科学博物館，国立美術館，国立文化財機構，日本スポーツ振興センター，日本芸術文化振興会，日本学生支援機構，大学評価・学位授与機構，国立大学財務・経営センター，国立青少年教育振興機構）をいう。</p>	<p>第1章 総論</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(4) 所管機関等</p> <p>所管機関（国立教育政策研究所，科学技術政策研究所，日本学士院，日本芸術院，菅平体育研究場，<u>登山研修所</u>），認可法人（公立学校共済組合），特殊法人（日本私立学校振興・共済事業団）及び独立行政法人（国立特別支援教育総合研究所，教員研修センター，大学入試センター，国立女性教育会館，<u>国立国語研究所</u>，国立科学博物館，国立美術館，国立文化財機構，日本スポーツ振興センター，日本芸術文化振興会，日本学生支援機構，大学評価・学位授与機構，国立大学財務・経営センター，<u>メディア教育開発センター</u>，国立青少年教育振興機構）をいう。</p>
<p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1 文部科学省・文化庁国民保護連絡会議の設置（略）</p> <p>連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部の<u>協力を得て，大臣官房総務課</u>が行う。このほか，連絡会議の組織その他連絡会議に関し必要な事項については，別に定める。</p>	<p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1 文部科学省・文化庁国民保護連絡会議の設置（略）</p> <p>連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部が行う。このほか，連絡会議の組織その他連絡会議に関し必要な事項については，別に定める。</p>